

清川村選挙管理委員会議事日程

令和 8 年 9 月 1 日

清川村役場 政策審議室

【 清川村長選挙 】

- | | | |
|-------|--------|----------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第39号 | 選挙の期日及びこれを告示する日を定めること |
| 日程第 2 | 議案第40号 | 選挙人名簿への登録の被登録資格の決定の基準となる日等を定めること |
| 日程第 3 | 議案第41号 | 開票の事務と選挙会の事務を合同すること |
| 日程第 4 | 議案第42号 | 選挙会の日時及び場所を定めること |

【 定時登録 】

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 5 | 議案第43号 | 選挙人名簿から抹消すること |
| 日程第 6 | 議案第44号 | 選挙人名簿に登録する者を定めること |
| 日程第 7 | 議案第45号 | 地方自治法第 7 4 条第 1 項等に規定する選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数を定めること |
| 日程第 8 | 議案第46号 | 地方自治法第 7 6 条第 1 項等に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数を定めること |
| 日程第 9 | 議案第47号 | 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 1 項等に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数を定めること |
| 日程第10 | | 裁判員候補者予定者の選定くじ施行 |
| 日程第11 | | 検察審査員候補者予定者の選定くじ施行 |

選挙の期日及びこれを告示する日を定めること

清川村長選挙は次のとおり行うものとし、その期日を令和 9 年 2 月 2 日に告示する。

1 選挙の期日 令和 9 年 2 月 7 日

令和 8 年 9 月 1 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

選挙人名簿への登録の被登録資格の決定の
基準となる日等を定めること

令和 9 年 2 月 7 日執行の清川村長選挙における公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 2 条第 2 項の規定による選挙人名簿への登録の被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり定める。

- 1 被登録資格の決定の基準となる日 令和 9 年 2 月 1 日(月)
ただし、年齢については 令和 9 年 2 月 7 日(日)
- 2 登録を行う日 令和 9 年 2 月 1 日(月)

令和 8 年 9 月 1 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

日程第 3
議案第 4 1 号

開票の事務と選挙会の事務を合同すること

令和 9 年 2 月 7 日執行の清川村長選挙における開票の事務は、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 7 9 条第 1 項の規定により、選挙会場において選挙会の事務と併せて行う。

令和 8 年 9 月 1 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

選挙会の日時及び場所を定めること

令和 9 年 2 月 7 日執行の清川村長選挙において、開票の事務と併せて行う選挙会の日時及び場所は、次のとおりとする。

- 1 日 時 令和 9 年 2 月 7 日 午後 8 時 5 0 分
- 2 場 所 清川村煤ヶ谷 2 2 1 6 番地
清川村住民センター集会室

令和 8 年 9 月 1 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

日程第 5
議案第 4 3 号

選挙人名簿から抹消すること

別紙の者は、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 8 条に該当する者であるので、選挙人名簿から抹消する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

日程第 6
議案第 4 4 号

選挙人名簿に登録する者を定めること

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 2 条第 1 項の規定により選挙人名簿に登録する者を、別紙のとおり定める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

地方自治法第 7 4 条第 1 項等に規定する選挙権を有する
者の総数の 5 0 分の 1 の数を定めること

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 7 4 条第 1 項及び第
7 5 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 1 6 年
法律第 5 9 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を
有する者の総数の 5 0 分の 1 の数は、4 6 である。

令和 8 年 9 月 1 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

地方自治法第 7 6 条第 1 項等に規定する選挙権を有する
者の総数の 3 分の 1 の数を定めること

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 7 6 条第 1 項、第 8 0
条第 1 項、第 8 1 条第 1 項及び第 8 6 条第 1 項並びに地方教育行政
の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 8 条
第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、
7 5 8 である。

令和 8 年 9 月 1 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項等に
規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数を定
めること

市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第
4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総
数の 6 分の 1 の数は、379 である。

令和 8 年 9 月 1 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次